

平成 28 年度における日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する 2 期接種の対応について

1. 経緯

- 平成 17 年 5 月 30 日から、マウス脳由来ワクチン接種後の重症の A D E M (急性散在性脳脊髄炎) の発生を踏まえ、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。
- 平成 21 年 2 月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成 22 年 3 月 31 日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。
- 平成 22 年 10 月 2 日の日本脳炎に関する小委員会第 3 次中間報告において、「平成 22 年度以降に 3 歳となる者については、標準的な接種期間に定められている接種期間に 1 期接種が行われていると考えられることから、平成 28 年度に 9 歳となる者から順次、通常の時期に 2 期接種の積極的勧奨を実施すべきである。」とされた。
- また、平成 17 年度から平成 21 年度に 9 歳であった者については、2 期の積極的勧奨が十分に行われていないことから、平成 25 年度より、当該年度に 18 歳となる者について、2 期接種の積極的勧奨を行ってきた。

2. 平成 28 年度の日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する対応

上記の経緯を踏まえ、平成 28 年度における日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する 2 期接種の対応については、基本方針部会各委員の了解を得た上で、平成 28 年 3 月 30 日健康局長通知により、以下のとおりの取扱いとしている。

1. 平成 28 年度以降に 9 歳に達した者に対して、2 期接種の積極的勧奨を行う。
2. 平成 28 年度に 18 歳となる者（平成 10 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、平成 28 年度中において、2 期接種の積極的勧奨を行う。
3. その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的勧奨を行っても差し支えない。